

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975(36) 5231

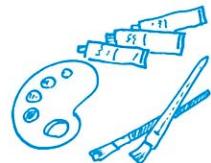
FAX 0975(36) 5237

ヒントヒント

すぐやる 矢野龍氏が59歳で住友林業の社長になったときに実行したことは、まず、縁故採用をやめ、人事部長に全権を握らせた。また、ともすれば管理する発想になりがちな本社部門を、本社は現場のサポート役であるという基本的な姿勢を打ち出し、浸透させた。それから、経営に重大な影響を与える事態は、把握してから昼夜を問わず、2時間以内に社長まであげよという「2時間ルール」を決めた。氏は昔から「すぐやる、すぐ済む」をモットーにしている。やるべきこと、面倒なことはすぐやってすぐに済まして、会社をいい会社にするためのクリエイティブなことに時間や頭を使ったほうがいい、と。(日本経済新聞・私の履歴書)

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和3年度の国税不服審判所への審査請求の件数は、2,458件で前年度より9.9%増加しています。処理件数は2,282件で、そのうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は297件（全部認容160件・一部認容137件）、その割合は13.0%となっています。



ヒントヒント



申告書等の情報の取得

さくじょとじめのうり

□申告情報の取得

過去の申告事績等を確認して、適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を目的として、提出済みの申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含む）を閲覧に供するサービスにより、申告書等の情報を取得することができます。

□e-Taxにより申告している場合

e-Taxにより確定申告書等を提出している場合には、パソコンからe-Taxソフト（WEB版）にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができ、手数料はかかりません。

メッセージボックスの受信通知を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要になります。

□e-Taxソフト（SP版）の場合

e-Taxソフト（SP版）の場合は、確定申告書等を提出した際の受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができません。

□申告書等情報取得サービス

申告書等情報取得サービスとは、所得税の確定申告書等について、e-Taxにより提出している場合だけでなく、書面により提出している場合でも、e-Taxソフト（WEB版・SP版）にログインすることで、PDFファイルを取得できるサービスで、手数料はかかりません。

なお、申告書等情報取得サービスの利用に当たっては、マイナンバーカードが必要となります。

□サービスの対象

書面またはe-Taxにより提出した次の申告書等のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。

i 所得税及び復興特別所得税確定（修正）申告書



○11月は徳川3代将軍徳川家光と8代将軍徳川吉宗ゆかりの月です。七五三という風習は、家光公が病弱だった四男徳松（後の五代将軍綱吉）が無事に5歳まで育ったことを祝ったことに始まります。また、将棋好きの吉宗公が11月17日に将棋の家元御三家（大橋本家、大橋分家、伊藤家）の棋士を江戸城に呼び御前対局を行ったことに因み、将棋の日となりました。



ii 青色申告決算書

iii 支内訳書

□取得にかかる日数等

申請からPDFファイルの取得までには数日間かかり、PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。

期間経過後はメッセージボックスから自動削除されますので、再度必要となった場合には、改めて申告書等情報の取得申請を行う必要があります。

申請は、本人だけが対象で、代理人や相続人は利用できません。

□取得可能日

直近年分の所得税の申告書等についての申告書等情報取得サービスの取得申請は、期限内申告の場合、原則として翌年5月1日以降に可能となります。

法定申告期限後に申告書等を提出している場合には、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがあります。

□複数申告の場合

同一年分について、訂正申告や修正申告など複数の申告を行っている場合には、そのうち最新のものが対象となります。



国税当局の課税処分に対して異議申し立ての手段である再調査請求、審査請求、国税訴訟の各手続きによって納税者の訴えが一部でも認められる割合は、1割強に留まるという最新のデータを、国税庁は公開しました。

(1) 納税者が異議申し立てをする手順と段階

税務署や国税局の課税処分に対して、納税者は何らかの不満がある場合、異議を申し立てて処分の変更や取り消しを求めるすることができます。その手続きは三段階に分かれています。第一段階は、処分に不満のある納税者が税務署や国税庁に対して「再調査の請求」をします。そして、再調査の結果に不満がある場合は、第二段階として「国税不服審判所への審査請求」へと進みます。そして、最後に、最終段階として審判所でも処分が覆らなかった場合に、納税者が最後

にとる手段が裁判所への「訴訟」です。当然ながら裁判には多くの費用と時間がかかります。

また、各々の段階には、期限等があります。

(2) 課税処分が覆る可能性は極めて低い

国税庁が公開した最新のデータによると2021年度に処理された再調査請求は1,198件ありました。そのうち納税者側の主張が認められたのは83件と、6.9%にとどまりました。

続いて、第二段階の「国税不服審判所」への審査請求は2,458件発生し、2,282件が処理されました。そのうち納税者の主張が認められたのは297件で約13%と、国税訴訟よりやや高いものの、容認割合はここ4年間では10%前半となっています。また、16年の制度改革により、再調査請求を経ないで直接の申し立ての件数は急増したものの、徐々に再び減少傾向にあります。

そして、最終段階である国税訴訟は2021年度には187件発生している一方で、終結した訴訟は199件ありました。そのうち一部勝訴は6件、全面勝訴が7件と、司法の場で納税者の主張が認められたのは6.5%にとどまっています。

ナマの税務相談室

Q 被相続人甲の法定相続人5人のうち、4人が「筆数の多い田、畠、山林の相続登記をする際、相続人一人を残して他の相続人全員が相続放棄をすると登記手続きが簡単に済まる」という親族の誤ったアドバイスに従い、相続開始日から3月以内に家庭裁判所において正式な相続放棄の手続きをしてしまいました。

ところが現実には共同相続人全員で遺産分割協議を行い、相続放棄した筈の相続人も預貯金や有価証券などを取得しています。被相続人には債務はないので共同相続人がいうように、放棄の手続きはあくまでも不動産登記を円滑にするという誤った認識のため行われた行為であると推測できます。

このケースのような相続税申告は認められますが。もし認められない場合どのような問題が生じますか。

誤謬に基づく相続の放棄と遺産分割

A 結果的に少し安い考え方で遺産分割を行いましたね。

民法第915条の規定に基づいて有効に相続の放棄の手続きをした相続人はその相続に関しては、初めから相続人にならなかったものとみなされています。

従って、相続を放棄した者は相続人ではありませんので、その放棄の取り消し（民法第919条第2項の規定による取り消し）がない限り同法第907条の規定による遺産分割協議に参加することは出来ません。

今回のケースは相続人と相続人に該当しない者との協議が行われ、相続人が相続放棄者に遺産を贈与する財産の移転とみなされます。厳しいようですが今回の取引に係る税務申告は相続税の申告と財産の受贈者の贈与税の申告が必要となります。

税法の前提に民法ありきの事案だと思います。

ナマの税務相談室

受取配当等益金不算入 制度の新別表の変更点

令和2年度の税制改正で令和4年4月1日開始事業年度から適用のものに、受取配当等の益金不算入制度に係る改正があります。この制度では、受取配当に係る株式等を、①完全子法人株式等（100%保有、100%益金不算入）、②関連法人株式等（3分の1超100%未満保有、負債利子控除後100%益金不算入）、③その他の株式等（5%超3分の1以下保有、50%益金不算入）、④非支配目的株式等（5%以下保有、20%益金不算入）に区分し、その区分毎に益金不算入割合を乗じて益金不算入額を算出します。

改正点の一つは、上記②③④の区分の判定が「個社で判定」から、①と同様に「完

全支配関係がある法人グループ全体で判定」に変わったことです。③その他の株式等と④非支配目的株式等とは、判定基準の変更で、より保有割合の高い区分に変更となり、益金不算入割合が上がる事があります。

改正点のもう一つは、「負債利子控除額の計算」の見直しが行われている事です。負債利子控除は、関連法人株式等に係る配当等の益金不算入額の計算だけに使うものですが、ビックリするほどの簡便計算方式になっています。

原則方式と特例方式があり、まず、原則方式は、関連法人株式等に係る配当等の額の4%です。これに対して、特例方式は、その事業年度の

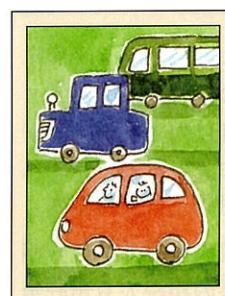
支払利子等の合計額の10%相当額です。原則方式と特例方式との低い方の金額が控除額となります。

例 えば、関連法人株式の配当額が1000、その適用事業年度の支払利子が200だったとすると、原則は、負債利子控除額40（=1000×4%）で、特例は20（=200×10%）となるため、負債利子控除額は20となります。

改の原則と特例は「できる」規定ではないので、また、この規定は当初申告での記載を限度等の制限もないでの、確定申告書だけでなく、修正申告書又は更正請求書でも新たに記載することが出来ますが、計算明細の添付は要件になっているので申告書の別表記載が必要です。なお、この改正を反映して、令和4年4月1日開始事業年度以後適用の別表八(一)付表一が新規に用意されています。

7日立冬、
22日小雪。
き君が好き 彩湖
其他に黄落の句を。「黄落に
ボーリ隠されゴルフ場
三」「トランペット吹く黄
落の湖畔かな 信子」「黄
子」。黄落やラストシーン
のハイヒールとも子」

木の葉がはらはらと散る様
です。黄落の代表は「銀杏」
です。御堂筋は艶やかです。
「黄落が好き御堂筋が好



人を信じよ、
しかし、
その百倍も自らを信じよ。

(手塚治虫)

11月の税務メモ

(国 稅)

- 10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 5年3月決算法人の中間（予定）申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

(地方税)

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 10日 | ○10月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○9月決算法人の確定申告 |
| 30日 | ○5年3月決算法人の中間（予定）申告 |
| （ <small>（地方条例による）</small> | ○個人事業税の第2期分納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。